建築物環境衛生管理技術者の兼任に関する特定建築物変更届出書等の取扱いについて

　建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の改正（令和３年12月24日公布、令和４年４月１日施行）により、特定建築物の所有者等は選任する建築物環境衛生管理技術者が同時に二以上の特定建築物の建築物環境衛生管理技術者を兼任することにつき、以下のとおり対応いただく必要があります。

◇特定建築物所有者等が

①特定建築物所有者等は、選任しようとする者が同時に二以上の特定建築物の管理技術者を兼任することについて

　②特定建築物所有者等は、現に選任している管理技術者が、新たに他の特定建築

物の管理技術者を兼任することについて

業務の遂行に支障がないことを確認した結果を記載した書面（確認書）を作成・

保存していること

◇特定建築物届出書（別記第１号様式）について、「８　建築物環境衛生管理技術者住所氏名及び免許番号（他の特定建築物と兼任している場合は、当該特定建築物の名称及び所在地）」欄に建築物環境衛生管理技術者が兼任する特定建築物の名称・所在地を記載願います。（別紙記入例参照）

◇特定建築物変更届出書（別記第４号様式）について、「４　変更事項（変更前・変更後）」欄に建築物環境衛生管理技術者が兼任する特定建築物の名称・所在地を記載願います。（別紙記入例参照）

　なお、上記２つの届出書について、確認書は添付する必要はありません。

※特定建築物変更届の具体例

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前 | 変更後 |
| （兼任する特定建築物が増加する場合）特定建築物A（所有者等A）管理技術者①兼務する特定建築物B | 特定建築物A（所有者等A）管理技術者①兼務する特定建築物B兼務する特定建築物C※特定建築物**A,B,C**それぞれ、管理技術者の兼任の状況が変更になる旨、変更届の提出要 |
| （兼任する特定建築物が減少する場合）特定建築物A（所有者等A）管理技術者①兼務する特定建築物B兼務する特定建築物C | 特定建築物A（所有者等A）管理技術者①兼務する特定建築物B※特定建築物**A,B,C**それぞれ、管理技術者の兼任の状況が変更になる旨、変更届の提出要 |